

### 3. (3) ⑯ 介護支援専門員 1人当たりの取扱件数 (報酬)

#### 概要

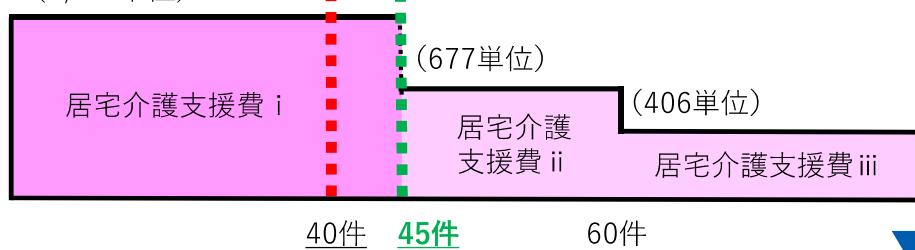
#### 【居宅介護支援】

- 居宅介護支援事業所を取り巻く環境の変化を踏まえ、ケアマネジメントの質を確保しつつ、業務効率化を進め人材を有効活用するため、居宅介護支援費について、以下の見直しを行う。【告示改正】
- ア 居宅介護支援費（Ⅰ）（i）の取扱件数について、現行の「40未満」を「45未満」に改めるとともに、居宅介護支援費（Ⅰ）（ii）の取扱件数について、現行の「40以上60未満」を「45以上60未満」に改める。
- イ 居宅介護支援費（Ⅱ）の要件について、ケアプランデータ連携システムを活用し、かつ、事務職員を配置している場合に改めるとともに、居宅介護支援費（Ⅱ）（i）の取扱件数について、現行の「45未満」を「50未満」に改め、居宅介護支援費（Ⅱ）（ii）の取扱件数について、現行の「45以上60未満」から「50以上60未満」に改める。
- ウ 居宅介護支援費の算定に当たっての取扱件数の算出に当たり、指定介護予防支援の提供を受ける利用者数については、3分の1を乗じて件数に加えることとする。

例：要介護3・4・5の場合

#### 【現行】

(1,398単位)



一定の条件を満たした場合  
⇒

40件 45件 60件

#### 居宅介護支援費（Ⅱ）の算定要件

ICT機器の活用または  
事務職員の配置

#### 指定介護予防支援の提供を受け る利用者数の取扱件数

2分の1換算

#### 【改定後】

(1,411単位)



一定の条件を満たした場合  
⇒

45件 50件 60件

#### 居宅介護支援費（Ⅱ）の算定要件

ケアプランデータ連携システムの  
活用及び事務職員の配置

#### 指定介護予防支援の提供を受け る利用者数の取扱件数

3分の1換算

### 3. (3) ⑯ 介護支援専門員 1人当たりの取扱い件数（基準）

#### 概要

##### 【居宅介護支援】

- 基本報酬における取扱件数との整合性を図る観点から、指定居宅介護支援事業所ごとに 1 以上の員数の常勤の介護支援専門員を置くことが必要となる人員基準について、以下の見直しを行う。【省令改正】
  - ア 原則、要介護者の数に要支援者の数に 3 分の 1 を乗じた数を加えた数が 44 又はその端数を増すごとに 1 とする。
  - イ 指定居宅介護支援事業者と指定居宅サービス事業者等との間において、居宅サービス計画に係るデータを電子的に送受信するための公益社団法人国民健康保険中央会のシステム（ケアプランデータ連携システム）を活用し、かつ、事務職員を配置している場合においては、要介護者の数に要支援者の数に 3 分の 1 を乗じた数を加えた数が 49 又はその端数を増すごとに 1 とする

#### 基準

介護支援専門員の員数  
<現行>

利用者の数が35又はその端数を増すごとに 1 とする。

<改定後>

- 利用者の数 (指定介護予防支援を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に 3 分の 1 を乗じた数を加えた数。) が 44 又はその端数を増すごとに一とする。
- 指定居宅介護支援事業所が、ケアプランデータ連携システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合は、利用者の数が 49 又はその端数を増すごとに一とする。